

国立大学法人高知大学特任職員給与規則

平成20年6月2日
規則第15号

最終改正 令和6年3月26日規則第79号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学特任職員就業規則（以下「特任職員就業規則」という。）第7条の規定に基づき、国立大学法人高知大学の特任職員の給与に関し、必要な事項を定める。

(法令との関係)

第2条 特任職員の給与に関して、この規則の定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 特任職員就業規則第5条に規定する常勤特任職員（以下「常勤特任職員」という。）の給与は、本給及び諸手当とし、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本給は、特任職員就業規則第3条に規定する職名に応じて別表1-1から別表1-12までに定めるところによる。
- (2) 諸手当は、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、診療貢献手当、共同研究業績手当、研究代表者等特別手当、幼児教育・看護業務等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び宿日直手当とする。ただし、特任部長及び特任課長の諸手当は、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当及び管理職員特別勤務手当とする。
- (3) 常勤特任職員の給与は、前2号に定めるもののほか、国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）（第1条、第4条、第12条から第24条まで、第26条から第27条の2まで、第30条、第32条、第37条から第44条まで、第48条第4項及び第49条第4項は除く。）の規定を準用する。
- (4) 前号の規定にかかわらず、特任部長及び特任課長の給与については、第1号及び第2号に定めるもののほか、職員給与規則（第1条、第4条、第12条から第27条の2まで、第30条、第31条の2から第36条まで、第38条から第44条まで、第48条第4項及び第49条第4項は除く。）の規定を準用する。この場合において、職員給与規則第37条第1項中「第23条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「特任部長及び特任課長」と、「別表第7-1に定める管理職員特別

勤務手当」とあるのは「別表第7-1に定める管理職員特別勤務手当（特任部長については2種の区分、特任課長については6種の区分とする。）」と、同条第2項及び第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「特任部長及び特任課長」と、同条第2項中「別表第7-2に定める管理職員特別勤務手当」とあるのは「別表第7-2に定める管理職員特別勤務手当（特任部長については2種の区分、特任課長については6種の区分とする。）」と読み替えるものとする。

2 常勤特任職員として雇用する者のうち、学長が特に必要と認めた場合は、前項の定めによらず職員給与規則及び国立大学法人高知大学年俸制適用職員給与規則の定めに基づいた給与を支給することができる。その場合、特任研究員は助教、特任専門員は課長補佐に係る規定を準用する。

3 特任職員就業規則第5条に規定する非常勤特任職員（以下「非常勤特任職員」という。）の給与は、時間給及び諸手当とし、次の各号に定めるところによる。

(1) 時間給は、当該職員を常勤特任職員として雇用した場合に受けることとなる本給を基礎として算出した別表1-1から別表1-10までに定める額の範囲内の額とする。

(2) 諸手当は、通勤手当、特殊勤務手当のうち放射線取扱手当、夜間看護等手当、オンコール手当、受託事業実施手当、分娩手当、麻酔手当、新生児担当手当、小児科病院群輪番制手当、手術実施手当、専門看護師手当、専門薬剤師手当、手術部勤務手当、特定医療費認定審査手当、医師キャリア支援手当、救急勤務医手当、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当、新型コロナワクチン接種業務従事手当、救急搬送手当、面接指導実施手当、夜勤専従手当及び夜間救急手当、診療貢献手当、幼児教育・看護業務等手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当並びに宿日直手当とする。ただし、特任部長及び特任課長の諸手当は、通勤手当、特殊勤務手当のうち新型コロナワクチン接種業務従事手当及び管理職員特別勤務手当とする。

(3) 非常勤特任職員の給与は、前2号に定めるもののほか、国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則（以下「非常勤職員給与規則」という。）（第1条、第3条、第9条、第10条、第13条の2から第14条まで及び第20条から第21条の4までは除く。）の規定を準用する。

(4) 前号の規定にかかわらず、特任部長及び特任課長の給与については、第1号及び第2号に定めるもののほか、非常勤職員給与規則（第1条、第3条、第9条、第10条、

第12条から第15条の14まで及び第16条から第21条の4までは除く。)及び職員給与規則第37条の規定を準用する。この場合において、職員給与規則第37条第1項中「第23条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「特任部長及び特任課長」と、「別表第7-1に定める管理職員特別勤務手当」とあるのは「別表第7-1に定める管理職員特別勤務手当(特任部長については2種の区分、特任課長については6種の区分とする。)」と、同条第2項及び第3項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「特任部長及び特任課長」と、同条第2項中「別表第7-2に定める管理職員特別勤務手当」とあるのは「別表第7-2に定める管理職員特別勤務手当(特任部長については2種の区分、特任課長については6種の区分とする。)」と読み替えるものとする。

- 4 本給の決定について第1項及び第3項によりがたい場合は、該当本給表の1号数の本給(非常勤特任職員については時間給)に12を乗じたものを17.5で除した額の範囲内で決定することができる。

(その他)

第4条 この規則によりがたい場合は、その都度学長が定める。

附 則

この規則は、平成20年6月2日から施行する。

附 則(平成21年3月11日規則第117号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第122号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月28日規則第33号)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成23年1月26日規則第59号)

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則(平成24年1月25日規則第46号)

この規則は、平成24年1月25日から施行し、平成24年1月1日から適用する。

附 則(平成24年4月25日規則第8号)

(施行日)

第1条 この規則は、平成24年5月1日から施行し、手術実施手当及び手術部看護手当については平成24年4月1日から適用する。

(常勤特任職員の本給月額等の減額支給等)

第2条 この規則の施行日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)、常勤特任職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本給月額 特任職員給与規則第3条第1号に掲げる本給表の適用を受ける常勤特任職員に対する本給月額の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職名の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額

職名	割合
特任教授	100分の9.77
特任准教授	100分の7.77
特任講師	100分の7.77
特任助教、特任研究員	100分の4.77
特任専門員	100分の7.77
特任専門職員	100分の7.77
特任医療技術職員	100分の7.77
特任看護職員	100分の7.77

2 特例期間においては、国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則の一部を改正する規則(平成24年規則第9号)附則第2条第2項の規定は、非常勤特任職員には適用しないものとする。

(診療従事調整手当)

第3条 特例期間においては、常勤特任職員に次の各号に掲げる給与を支給する時に、それぞれ各号に定める額を診療従事調整手当として支給する。

(1) 本給月額 当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる職名の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額。ただし、特任職員給与規則第3条第2項を適用する常勤特任職員においては、改正職員給与規則附則第4条第1項を適用するものとする。

職名	割合
特任教授(医学部附属病院に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。)	100分の9.77
特任准教授(医学部附属病院に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。)	100分の7.77
特任講師(医学部附属病院に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。)	100分の7.77
特任助教(医学部附属病院及び医療学系医)	100分の4.77

学教育部門（家庭医療学講座）に所属し、かつ、診療に従事する職員に限る。）	
特任医療技術職員（医学部附属病院に所属し、かつ、医療に従事する職員に限る。）	100 分の 7.77
特任看護職員（医学部附属病院に所属し、かつ、医療に従事する職員に限る。）	100 分の 7.77

- (2) 超過勤務手当 職員給与規則第 33 条に規定する「勤務 1 時間当たりの給与額」を「勤務 1 時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額。
- (3) 休日給 職員給与規則第 34 条に規定する「勤務 1 時間当たりの給与額」を「勤務 1 時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額。
- (4) 夜勤手当 職員給与規則第 35 条に規定する「勤務 1 時間当たりの給与額」を「勤務 1 時間当たりの給与減額分」と読み替えて同条の規定により得た額。
- 2 職員給与規則第 47 条の規定を適用する場合は、改正職員給与規則附則第 2 条第 2 項は適用しない。
- 3 特例期間においては、国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則の一部を改正する規則（平成 24 年規則第 9 号）附則第 3 条の規定は、非常勤特任職員には適用しないものとする。

附 則（平成 25 年 7 月 25 日規則第 31 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。

（特例調整手当）

第 2 条 平成 25 年度に限り、特例措置として、平成 25 年 7 月 1 日に在職する特任職員のうち平成 24 年規則第 8 号第 2 条の規定の適用を受ける次に掲げる者以外の者に対し、平成 25 年 8 月の給与の支給日に特例調整手当を支給する。

- (1) 平成 24 年規則第 8 号第 3 条に定める診療従事調整手当を受けている職員
- (2) 休職者（国立大学法人高知大学職員就業規則第 13 条の規定により休職にされている職員をいう。ただし、国立大学法人高知大学職員給与規則第 45 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けている休職者を除く。）
- (3) 停職者（国立大学法人高知大学職員就業規則第 65 条第 3 号の規定により停職にされている職員をいう。）
- (4) 育児休業職員（国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則第 3 条に規定する育児休業の適用を受けている職員をいう。）

(5) 介護休業職員（国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則第4条に規定する介護休業の適用を受けている職員をいう。）

2 特例調整手当の額は、次に掲げる平成24年規則第8号第2条第1項第1号に定める当該職員に適用される支給減額率の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 100分の4.77である職員 30,000円

(2) 100分の7.77である職員 20,000円

(3) 100分の9.77である職員 15,000円

附 則（平成26年9月24日規則第30号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年12月24日規則第35号）

この規則は、平成27年1月1日から施行し、平成26年12月1日に在職する特任職員に対し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月25日規則第115号）

（施行日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規則の施行日から平成30年3月31日までの間、施行日の前日から契約期間が引き続いている特任職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなるものには、その契約期間内に限り、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

附 則（平成27年3月25日規則第151号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第3項第2号に規定する特定医療費認定審査手当については、平成27年1月1日から適用する。

附 則（平成28年2月24日規則第68号）

この規則は、平成28年2月24日から施行し、平成28年2月1日に在職する特任職員に対し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月18日規則第136号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月20日規則第50号）

この規則は、平成29年1月20日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 52 号）

この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日に在職する特任職員に対し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 37 号）

この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 30 年 1 月 1 日に在職する特任職員に対し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 39 号）

この規則は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 1 月 16 日規則第 56 号）

この規則は、平成 31 年 1 月 16 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日に在職する特任職員に対し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日規則第 88 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 47 号）

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 27 日規則第 49 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 1 月 22 日規則第 21 号）

この規則は、令和 3 年 1 月 22 日から施行し、令和 2 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 1 月 22 日規則第 22 号）（改正 令和 5 年 6 月 29 日規則第 20 号）

1 この規則は、令和 3 年 1 月 22 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 新型コロナウイルス感染症対応医療従事者手当は、適用日から令和 5 年 5 月 7 日までの間の国立大学法人高知大学特殊勤務手当細則第 24 条の 11 に規定する作業に従事した日について支給するものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日規則第 57 号）

この規則は、令和 3 年 3 月 19 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 19 日規則第 62 号）

この規則は、令和 3 年 3 月 19 日から施行し、令和 2 年 11 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 21 日規則第 29 号）

この規則は、令和3年9月21日から施行し、令和3年3月22日から適用する。

附 則（令和4年3月17日規則第83号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日規則第95号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月13日規則第19号）

この規則は、令和4年6月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年1月31日規則第73号）

この規則は、令和5年1月31日から施行し、令和5年1月31日に在職する特任職員に対し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年3月24日規則第116号）

この規則は、令和5年3月24日から施行する。

附 則（令和6年1月29日規則第47号）

この規則は、令和6年1月29日から施行し、令和6年1月1日に在職する特任職員に対し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年1月30日規則第48号）

この規則は、令和6年1月30日から施行する。

附 則（令和6年3月26日規則第81号）

この規則は、令和6年3月26日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則（令和6年3月26日規則第79号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表1-1

特任教授本給表（特任職員就業規則第2条第3号に規定する特任シニアプロフェッサーを除く。）

号数	本給（円）	時間給（円）	経験年数（大学4卒以後）
1	619,000	3,571	16年以下
2	638,000	3,680	17～18年
3	659,000	3,801	19～20年
4	678,000	3,911	21～22年
5	698,000	4,026	23～24年
6	714,000	4,119	25～26年
7	732,000	4,223	27～28年
8	747,000	4,309	29～30年
9	759,000	4,378	31～32年
10	767,000	4,425	33～34年
11	774,000	4,465	35年以上
12	867,000	5,001	学長が認めた場合
13	965,000	5,567	学長が認めた場合
14	1,040,000	6,000	学長が認めた場合
15	1,118,000	6,450	学長が認めた場合
16	1,319,000	7,609	学長が認めた場合

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、1号数から11号数までの範囲内で決定する。ただし、学長が必要と認めた者については、12号数から16号数までの範囲内で決定することができる。

別表1-2

特任准教授本給表

号数	本給（円）	時間給（円）	経験年数（大学4卒以後）
1	522,000	3,011	9年以下
2	547,000	3,155	10～11年
3	569,000	3,282	12～13年
4	586,000	3,380	14～15年
5	605,000	3,490	16～17年
6	621,000	3,582	18～19年
7	633,000	3,651	20～21年
8	644,000	3,715	22～23年
9	655,000	3,778	24～25年
10	664,000	3,830	26～27年
11	669,000	3,859	28～29年
12	671,000	3,871	30年以上

備考 本給又は時間給は、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

別表1-3

特任講師本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年数 (大学4卒以後)
1	451,000	2,601	6年以下
2	476,000	2,746	7～8年
3	499,000	2,878	9～10年
4	521,000	3,005	11～12年
5	539,000	3,109	13～14年
6	560,000	3,230	15～16年
7	578,000	3,334	17～18年
8	592,000	3,415	19～20年
9	601,000	3,467	21～22年
10	609,000	3,513	23～24年
11	614,000	3,542	25～26年
12	618,000	3,565	27～28年
13	623,000	3,594	29年以上

備考 本給又は時間給は、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

別表1-4

特任助教、特任研究員本給表

号数	特任助教、特任研究員 (助教相当)		特任研究員 (助手相当)		経験年数 (大学4卒以後)
	本給 (円)	時間給 (円)	本給 (円)	時間給 (円)	
1	380,000	2,192	349,000	2,013	1年以下
2	405,000	2,336	368,000	2,123	2～3年
3	429,000	2,475	384,000	2,215	4～5年
4	459,000	2,648	400,000	2,307	6～7年
5	472,000	2,723	409,000	2,359	8～9年
6	484,000	2,792	420,000	2,423	10～12年
7	498,000	2,873	434,000	2,503	13～15年
8	513,000	2,959	446,000	2,573	16～18年
9	525,000	3,028	454,000	2,619	19～21年
10	532,000	3,069	—	—	22～24年
11	542,000	3,126	—	—	25～27年
12	547,000	3,155	—	—	28～30年
13	552,000	3,184	—	—	31年以上

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、次の各号の範囲内で決定する。

- (1) 特任研究員 1号数から9号数まで
- (2) 特任助教 1号数から13号数まで

別表 1 - 5

特任部長本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年数 (高校卒以後)
1	632,000	3,646	24年以下
2	664,000	3,830	25～27年
3	690,000	3,980	28～30年
4	710,000	4,096	31～33年
5	725,000	4,182	34～36年
6	733,000	4,228	37～39年
7	738,000	4,257	40年以上

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

また、本給又は時間給に国立大学法人高知大学職員給与規則第 23 条に規定する管理職手当相当額を含む。

別表 1 - 6

特任課長本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年 (高校卒以後)
1	546,000	3,150	20年以下
2	580,000	3,346	21～23年
3	612,000	3,530	24～26年
4	637,000	3,675	27～29年
5	650,000	3,750	30～32年
6	655,000	3,778	33～35年
7	660,000	3,807	36～38年
8	663,000	3,825	39年以上

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

また、本給又は時間給に国立大学法人高知大学職員給与規則第 23 条に規定する管理職手当相当額を含む。

別表1－7

特任専門員本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年数 (高校卒以後)
1	406,000	2,342	16年以下
2	437,000	2,521	17～19年
3	470,000	2,711	20～22年
4	502,000	2,896	23～25年
5	527,000	3,040	26～28年
6	539,000	3,109	29～31年
7	548,000	3,161	32～34年
8	556,000	3,207	35～37年
9	558,000	3,219	38年以上

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

別表1－8

特任専門職員本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年数 (高校卒以後)
1	360,000	2,076	12年以下
2	383,000	2,209	13～15年
3	410,000	2,365	16～18年
4	436,000	2,515	19～21年
5	464,000	2,676	22～24年
6	483,000	2,786	25～27年
7	493,000	2,844	28～30年
8	500,000	2,884	31～33年
9	506,000	2,919	34～36年
10	510,000	2,942	37年以上

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、本表の範囲内で決定する。

別表 1 - 9

特任医療技術職員本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年数 (大学 4 卒以後)
1	305,000	1,759	1 年未満
2	329,000	1,898	1 ~ 3 年
3	350,000	2,019	4 ~ 6 年
4	370,000	2,134	7 ~ 9 年
5	388,000	2,238	10 ~ 12 年
6	424,000	2,446	13 ~ 15 年
7	462,000	2,665	16 ~ 18 年
8	491,000	2,832	19 ~ 21 年
9	502,000	2,896	22 ~ 24 年
10	549,000	3,167	25 ~ 27 年
11	584,000	3,369	28 ~ 30 年
12	591,000	3,409	31 ~ 33 年
13	592,000	3,415	34 年以上
14	616,000	3,553	学長が認めた場合
15	643,000	3,709	学長が認めた場合
16	670,000	3,865	学長が認めた場合
17	697,000	4,021	学長が認めた場合
18	724,000	4,176	学長が認めた場合

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、1号数から13号数までの範囲内で決定する。ただし、学長が必要と認めた者については、14号数から18号数までの範囲内で決定することができる。

別表 1-10

特任看護職員本給表

号数	本給 (円)	時間給 (円)	経験年数 (大学 4 卒以後)
1	320,000	1,846	1 年未満
2	350,000	2,019	1～3 年
3	383,000	2,209	4～6 年
4	396,000	2,284	7～9 年
5	416,000	2,400	10～12 年
6	459,000	2,648	13～15 年
7	492,000	2,838	16～18 年
8	515,000	2,971	19～21 年
9	550,000	3,173	22～24 年
10	597,000	3,444	25～27 年
11	619,000	3,571	28～30 年
12	629,000	3,628	31～33 年
13	637,000	3,675	34 年以上
14	664,000	3,830	学長が認めた場合
15	693,000	3,998	学長が認めた場合
16	723,000	4,171	学長が認めた場合
17	753,000	4,344	学長が認めた場合
18	783,000	4,517	学長が認めた場合

備考 本給又は時間給は、学歴、業績、経歴及び予算等を勘案して、1 号数から 13 号数までの範囲内で決定する。ただし、学長が必要と認めた者については、14 号数から 18 号数までの範囲内で決定することができる。

別表 1-11

特任教授本給表 (特任職員就業規則第 2 条第 3 号に規定する特任シニアプロフェッサーに限る。)

号数	本給 (円)	授業時間数等
1	125,000	1) 150～239 時間。別途学位論文の指導を担当 2) 300～389 時間
2	162,500	1) 240～329 時間。別途学位論文の指導を担当 2) 390～479 時間
3	200,000	1) 330 時間以上。別途学位論文の指導を担当 2) 480 時間以上

備考 1 の年度に担当する授業時間数及び学位論文の指導担当の有無に応じて、1 号数から 3 号数までの範囲内で決定する。

契約期間中に授業時間数等の増減が生じる場合は、雇用契約を変更する。

別表 1-12

特任研究員（日本学術振興会特別研究員－P D）、特任研究員（日本学術振興会特別研究員－R P D）及び特任研究員（日本学術振興会特別研究員－C P D）本給表

職名	本給（円）
特任研究員（日本学術振興会特別研究員－P D）	362,000
特任研究員（日本学術振興会特別研究員－R P D）	362,000
特任研究員（日本学術振興会特別研究員－C P D）	446,000